

ウポポイ
NATIONAL AINU MUSEUM and PARK
民族共生象徴空間令和6年12月11日
室蘭開発建設部いのちとくらしをまもる
防災減災

「河川協力団体」及び「海岸協力団体」の募集を開始します

～自発的な河川・海岸の維持、環境の保全等に関する活動を支援～

室蘭開発建設部は、管理する河川・海岸において、NPO等民間団体による自発的な維持、環境の保全に関する活動を支援する協力団体制度に基づき、鷗川・沙流川において「河川協力団体」、胆振海岸において「海岸協力団体」の新規募集を開始します。

今年度の募集期間は、令和6年12月11日から令和7年1月10日までとなります。

河川協力団体制度は、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行うNPO等の民間団体が、河川管理者から「河川協力団体」として指定された場合、活動に必要な許可の簡素化や情報の提供等の支援を受けることができる制度です。

海岸協力団体制度は、自発的に海岸の維持、海岸環境の保全等に関する活動を行うNPO等の民間団体が、海岸管理者から「海岸協力団体」として指定された場合、活動に必要な許可の簡素化や情報の提供等の支援を受けることができる制度です。

令和6年12月11日現在、室蘭開発建設部の管理する河川管内においては、「沙流川愛クラブ」「ネイチャー研究会 in むかわ」の2団体、胆振海岸においては、「白老町環境町民会議」の1団体を指定しています。

※詳細は、別紙1、別紙2及び室蘭開発建設部ホームページをご覧ください。

(河川協力団体について)

<https://www.hkd.mlit.go.jp/mr/tisui/tn6s9g00000000is.html>

(海岸協力団体について)

<https://www.hkd.mlit.go.jp/mr/tisui/c5b1ee000000010a.html>

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 室蘭開発建設部

(河川協力団体について)

治水課

電話 0143-25-7045

治水課 課長

中村 洋祐 (内線 291)

治水課 流域治水対策専門官

竹下 智規 (内線 407)

(海岸協力団体について)

苫小牧砂防海岸事務所 電話 0144-57-9800

計画課 課長

松本 洋光 (内線 230)

室蘭開発建設部ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/mr/>



河川協力団体を募集します

- ・ 北海道開発局が管理する河川管理区間において、河川協力団体を募集します。
- ・ 募集内容の詳細は、各開発建設部のホームページでお知らせします。

河川法の一部改正

平成25年6月に河川法の一部が改正され、河川協力団体制度が創設されました。

「河川協力団体」制度とは？

河川協力団体制度とは、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行うNPO等の民間団体を支援するものです。

河川協力団体としての活動を適正かつ確実に行うことができると認められる法人等が対象となり、河川管理者に対して申請を行います。申請を受けた河川管理者は、適正な審査の上、河川協力団体として指定します。

河川協力団体の主な活動

①河川管理者に協力して行う河川工事 又は河川の維持



河川敷清掃



ビオトープの整備

②河川の管理に関する情報又は資料 の収集及び提供



船による監視



シンポジウムの開催

③河川の管理に関する調査研究



外来種調査



鳥類調査

④河川の管理に関する知識の普及及 び啓発



マイ防災マップづくり



安全利用講習

⑤上記に附帯する活動

河川協力団体に指定されると？

◆法律に規定されている河川協力団体として指定されることになります。

◆許可の簡素化

河川協力団体が活動するために必要となる河川法上の許可※等について、河川管理者との協議をもって足りることとなります。

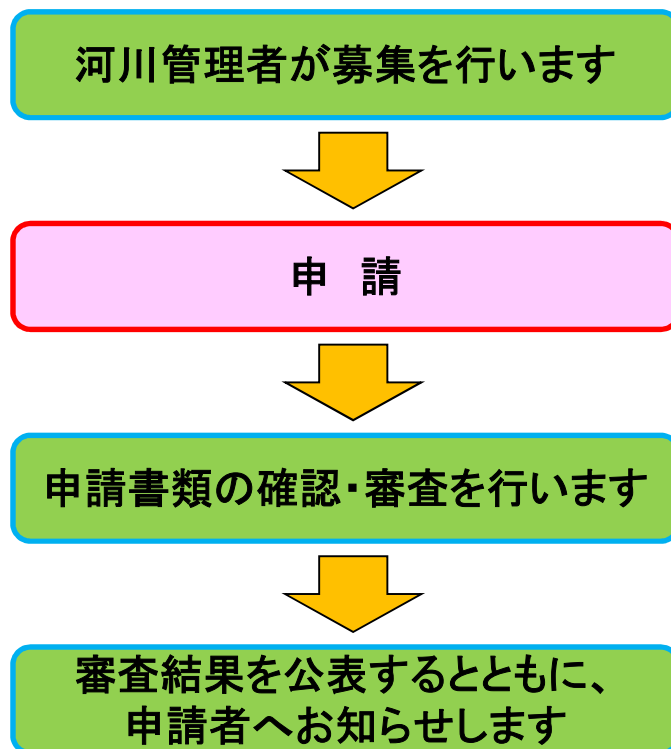
※・工事等の実施の承認（河川法第20条）

- ・土地の占用の許可（河川法第24条）
- ・土石以外の河川産出物の採取の許可（河川法第25条後段）
- ・工作物の新設等の許可（河川法第26条第1項）
- ・土地の掘削等の許可（河川法第27条第1項）
- ・権利の譲渡の承認（河川法第34条第1項（第24条及び第25条後段の許可に係る部分に限る））

◆当該活動に関して、必要となる情報の提供等を河川管理者から受けられます。

◆河川管理者が必要と認める場合、河川管理施設の維持、除草等の委託を受けることも可能となります。委託先については、公募等の適正な手続きを経て選定を行う予定です。

河川協力団体の指定までの主な流れ



【主な審査内容】

1. 申請の資格について
2. 活動の実績について（継続性、公共性、活動姿勢）
3. 活動の実施計画審査（実効性、貢献度、協調性）

申請に必要な要件

申請を行うことができる者は、法人又は河川法施行規則（昭和40年建設省令第7号）第33条の8に規定する団体※（以下「法人等」という。）であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとされています。

- ①代表者の定めがあること。
- ②事務所の所在、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該法人等の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有していること。
- ③適正な経理事務及び会計処理が行われていること。
- ④法人等の構成員（役員を含む）が5名以上いること。
- ⑤申請時点において、法人等の設立後5年以上（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づく認証を受けた法人にあっては、当該認証を受ける前の活動期間を含む）が経過していること。
- ⑥宗教活動又は政治活動を活動目的としていないこと。
- ⑦暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう）又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑧直近1年間の税を滞納していないこと。
- ⑨公序良俗に反するなど著しく不誠実な行為を行っているとは認められないこと。
- ⑩河川協力団体の指定を受けた場合に、河川協力団体としての活動以外では、河川協力団体と称して活動を行わないことを誓約できること。

※ 河川法第58条の8第1項の国土交通省令で定める団体は、法人でない団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとする。

申請時に必要な書類と入手方法は？

河川協力団体の指定を受けるために申請を行う法人等は、以下に掲げる書類を添えて、担当の開発建設部宛に提出していただくことになります。

申請書の様式は、北海道開発局ホームページからダウンロード又は各開発建設部の担当者へお問合せください。

北海道開発局ホームページ

https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/kn/kawa_kou/ud49g70000010084.html

申請書の表紙

→（様式第1号）に御記入ください。

ア 法人等の規約その他これに準ずるもの並びに会員名簿その他の法人等の構成員の数が記載されているもの

→規約や会員名簿等のコピーを提出してください。

イ 直近おおむね5年間の活動実績報告書

→（様式一報告）に御記入ください。あわせて、活動実績がわかる資料を添付してください。

ウ 指定後おおむね5年間の活動実施計画書

→（様式一計画）に御記入ください。

エ 法人等の監査報告書又は収支計算書

→直近おおむね5年間の監査報告書又は収支計算書のコピーを提出してください。

オ 法人等の納税証明書（課税対象団体である場合に限り）

→該当する場合は証明書のコピーを提出してください。

カ 申請資格⑥、⑦、⑨、⑩の要件を満たすことを証する書類

→（様式一誓約書）に御記入ください。

キ その他、河川管理者が必要と認める書類

→詳細は募集要項を御参照ください

申請にあたっての留意事項

ア 提出された書類は、返却いたしません。

イ 申請に要する一切の費用は、申請者の負担となります。

ウ 提出された書類は、本審査以外の目的には使用しません。

河川協力団体を募集する河川管理区間と担当する開発建設部

河川協力団体の募集は、北海道開発局が管理する河川管理区間ごと（本川及び支川）に、担当する開発建設部が行います。

募集要項や提出先等について、詳しくは各開発建設部のホームページを御参照ください。

河川管理区間	開発建設部	ホームページURL	問合せ先・電話番号
石狩川下流※ ¹	札幌開発建設部	https://www.hkd.mlit.go.jp/sp/kasen_keikaku/kluhh40000001r4h.html	河川計画課 011-611-0329
石狩川上流※ ¹	旭川開発建設部	https://www.hkd.mlit.go.jp/as/tisui/ho928l0000000lqf.html	治水課 0166-32-4361
後志利別川	函館開発建設部	https://www.hkd.mlit.go.jp/hk/koumu/eqp9bq00000008ar.html	工務課 0138-42-7604
尻別川	小樽開発建設部	https://www.hkd.mlit.go.jp/ot/koumu/vu2tjq0000000kmt.html	工務課 0134-23-5195
天塩川上流※ ²	旭川開発建設部	https://www.hkd.mlit.go.jp/as/tisui/ho928l0000000lqf.html	治水課 0166-32-4361
天塩川下流※ ²	留萌開発建設部	https://www.hkd.mlit.go.jp/rm/tisui/dfvnau00000004t5p.html	治水課 0164-43-5515
鶴川	室蘭開発建設部	https://www.hkd.mlit.go.jp/mr/tisui/tn6s9g00000000is.html	治水課 0143-25-7045
沙流川	室蘭開発建設部	https://www.hkd.mlit.go.jp/mr/tisui/tn6s9g00000000is.html	治水課 0143-25-7045
釧路川	釧路開発建設部	https://www.hkd.mlit.go.jp/ks/tisui/b0sadt00000008e4u.html	治水課 0154-24-7250
十勝川	帯広開発建設部	https://www.hkd.mlit.go.jp/ob/tisui/fns6al0000000lwo.html	治水課 0155-24-4105
網走川	網走開発建設部	https://www.hkd.mlit.go.jp/ab/tisui/v6dkjr00000002afj.html	治水課 0152-44-6445
湧別川	網走開発建設部	https://www.hkd.mlit.go.jp/ab/tisui/v6dkjr00000002afj.html	治水課 0152-44-6445
渚滑川	網走開発建設部	https://www.hkd.mlit.go.jp/ab/tisui/v6dkjr00000002afj.html	治水課 0152-44-6445
常呂川	網走開発建設部	https://www.hkd.mlit.go.jp/ab/tisui/v6dkjr00000002afj.html	治水課 0152-44-6445
留萌川	留萌開発建設部	https://www.hkd.mlit.go.jp/rm/tisui/dfvnau00000004t5p.html	治水課 0164-43-5515

※¹ 石狩川の上流の境：神居古潭付近（石狩川KP137付近）

※² 天塩川の上流の境：天塩町、幌延町と中川町の市町村界（天塩川KP47付近）

海岸協力団体を募集します

平成26年6月に海岸法の一部が改正され、海岸協力団体制度が創設されました。海岸環境の維持活動等に幅広くご協力いただくため、胆振海岸において海岸協力団体を募集します。

なお、募集内容の詳細は、北海道開発局及び室蘭開発建設部のホームページでお知らせします。

✓海岸協力団体とは

- 海岸において活動する法人、団体を「海岸協力団体」として指定することにより、団体等の活動の支援を行うものです。
- 「海岸協力団体」の指定により、海岸管理のパートナーとして地域に根ざした活動が促進され、地域の実情に応じた海岸管理の充実につながることを期待しています。

海岸協力団体の活動事例



海岸清掃活動
[新潟県：新潟海岸]



海浜植物の植栽・保護
[富山県：下新川海岸]



環境教育活動
[北海道：胆振海岸]



生物育成環境モニタリング
[兵庫県：東播海岸]

海岸において多くの法人、団体が清掃、植樹、環境教育等の様々な活動を自主的に実施

これらの活動は海岸管理の充実に寄与し、海岸管理の担い手として位置付け、海岸管理者が情報提供、技術的支援を行うことにより連携を強化



海岸P R活動（水鉄砲大会）
[高知県：高知海岸]

海岸法 第23条の4（海岸協力団体の業務）

海岸協力団体は、当該海岸協力団体を指定した海岸管理者が管理する海岸保全区域について、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 海岸管理者に協力して、海岸保全施設等に関する工事又は海岸保全施設等の維持を行うこと。
- 二 海岸保全区域の管理に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- 三 海岸保全区域の管理に関する調査研究を行うこと。
- 四 海岸保全区域の管理に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
- 五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

✓海岸協力団体に指定されると？

- 海岸協力団体としての活動に必要な占用等の許可の手続きが簡素化されます。
- 国や海岸管理者（都道府県等）との情報交換が容易になるとともに、海岸法に位置付けられた団体となることで社会的信用が向上し、円滑な活動につながることが期待されます。

海岸協力団体に指定されるには？

- 指定を希望する団体からの申請に基づき、海岸管理者が審査をし、海岸協力団体として指定することができます。



申請に必要な要件

申請を行うことができる者は、法人又は海岸法施行規則（昭和31年農林・運輸・建設省令第1号）第7条の3に規定する団体（以下「法人等」という。）であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとされています。

- ①代表者が定まっていること。
- ②事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該法人等の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有していること。
- ③適切な経理事務及び会計処理が行われていること。
- ④法人等の構成員（役員含む。）が5名以上いること。
- ⑤申請時点において、法人等の設立後5年以上（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づく認証を受けた法人にあっては、当該認証を受ける前の活動期間を含む。）が経過していること。
- ⑥宗教活動又は政治活動を活動目的としていないこと。
- ⑦暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はそれらの利益となる活動を行うものではないこと。
- ⑧直近1年間の税を滞納していないこと。
- ⑨公序良俗に反するなど著しく不誠実な行為を行っているとは認められないこと。
- ⑩海岸協力団体の指定を受けた場合に、海岸協力団体としての活動以外では、海岸協力団体と称して活動を行わないことを誓約できること。

申請時に必要な書類と入手方法は？

海岸協力団体の指定を受けるために申請を行う法人等は、以下に掲げる書類を添えて、室蘭開発建設部宛に提出していただくことになります。

申請書の様式は、北海道開発局又は室蘭開発建設部のホームページからダウンロードしていただくか、室蘭開発建設部の担当者へお問合せください。

北海道開発局ホームページ

https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/kn/kawa_kei/ud49g7000001002h.html

室蘭開発建設部ホームページ

<https://www.hkd.mlit.go.jp/mr/tisui/c5b1ee000000010a.html>

申請書の表紙

→（様式第1号）にご記入ください。

ア 法人等の規約その他これに準ずるもの並びに会員名簿その他の法人等の構成員の数が記載されているもの

→規約や会員名簿等のコピーを提出してください。

イ 直近おおむね5年間の活動実績報告書

→（様式一活動実績）にご記入ください。あわせて、活動実績がわかる資料を添付してください。

ウ 指定後おおむね5年間の活動実施計画書

→（様式一活動計画）にご記入ください。

エ 法人等の監査報告書又は収支計算書

→直近おおむね5年間の監査報告書又は収支計算書のコピーを提出してください。

オ 法人等の納税証明書（課税対象団体である場合に限り）

→該当する場合は証明書のコピーを提出してください。

カ 申請資格⑥、⑦、⑨、⑩の要件を満たすことを証する書類

→（様式一誓約書）にご記入ください。

キ その他、海岸管理者が必要と認める書類

→詳細は募集要項をご参照ください

申請にあたっての留意事項

ア 提出された書類は、返却いたしません。

イ 申請に要する一切の費用は、申請者の負担となります。

ウ 提出された書類は、本審査以外の目的には使用しません。